

(一六三七)

三 寛永十四年十二月 勢多郡三夜沢村の五人組組入れにつき

訴状〔C〕

乍レ恐申上候事

一 仁左衛門と申物ハ、^(者)おふむろうまれ^(大室)の物、卅年拙者屋敷ニ罷
有候事

一 此度新屋敷ニ罷出候、其時定申ハ、東ニてぬいの助、西ニて
左近、此レ兩人ニて様子之儀相定申候事

一 此度之五人組ニ前年之ことくニ、「霜月十八日ニ組致上申候、其
ばんニ」きかせ候へ者、彼仁左衛門過分ニ御座候と申候事

一 五人組之御奉行様へも、あとく「我等之組に入申儀も不申
上、」我等ニも不届、又十九日ニハ東分之組に入申候、其儀
を大胡へ申上候へ者、西東之物共御めしよせ、「様子御き、被
成、御意ニさばき」ニハなく候、あとく「西分之組ニ」候間、
新はらいいらさる物と御意ニ候事

一 罷歸、宮内右衛門ニ申候へハ、仁左衛門が儀に「かまい申間敷
と申ニ付而、彼仁左衛門ニ」其儀を申候へハ、西分ニ罷成間敷
と申、さまく「我等を悪口申候間、」如レ此申上候、御さばき
可レ被レ下候、」如レ件

大胡之内三夜沢之村

寛永十四年丑ノ十二月十四日

左 京 進^印

御奉行様 御申上